

## 県の回答（対応状況等）

令和 6 年 5 月 15 日

（ご意見標題） 沖縄鉄軌道事業計画についての質問について

（担当課） 交通政策課

（ご意見要約）

1. 那覇-名護間を、鉄軌道で繋ぐ“鉄”という意味について
2. 那覇-名護間のモノレール（軌道系）の比較検討について
3. 国及び沖縄県が計画する「総合交通体系計画」への鉄軌道の位置付けについて
4. 上記に関する情報開示請求に関する担当部署について

（回 答）

1. 鉄軌道とは、沖縄本島を縦断し、骨格性、速達性、定時制等の機能を備えたシステム（骨格軸）のことを指しております。
2. 平成 30 年度にとりまとめられた「構想段階」における計画書においては、那覇・名護を 1 時間で結ぶ観点で、小型鉄道程度の輸送力を備えたシステムとして、小型鉄道、モノレールや AGT、HSST といった新交通システム、LRT 等を想定しております。  
なお、具体的にどのシステムを選定するかについては、次の「計画段階」で幅広く検討を行っていく必要があります。
3. 沖縄振興特別措置法に基づき策定された沖縄振興計画（新・沖縄 21 世紀ビジョン計画）を上位計画とした、交通分野に関する「沖縄県総合交通体系基本計画（令和 4 年 10 月、沖縄県）」を策定し、『県土の均衡ある発展、本島中南部地域における交通渋滞の緩和、県民及び観光客の円滑な移動と利便性の向上、駐留軍用地跡地の活性化、脱炭素社会実現等の観点から、那覇と名護を 1 時間で結ぶ鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入を前提とした都市間交通の取組を推進する』と位置付けております。
4. 上記 1～3 についてご不明な点は、交通政策課 公共交通推進室へお問い合わせください。また、情報開示請求につきましては、沖縄県総務私学課「行政情報センター」で開示請求を受付しております。

【上記 1～3 に関するお問い合わせ】

企画部 交通政策課 公共交通推進室 電話：098-866-2045】

【情報開示請求に関するお問い合わせ】

総務部 総務私学課 行政情報センター 電話：098-866-2139】

〒900-8570 那覇市泉崎 1-2-2 行政棟 2 階（南側）